

東浦町の環境を考える会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町の環境を守る基本条例（平成9年東浦町条例第15号）第7条第1項に規定する環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するため、東浦町の環境を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 考える会は、新たな環境基本計画の策定に関する事項について、環境の保全及び快適な環境の創造を図る観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 考える会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、考える会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。

- (1) 環境活動団体に所属する者
- (2) 事業所を代表する者
- (3) 公募により選考された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、新たな環境基本計画が策定される日までとする。

(会議)

第5条 考える会の会議（以下「会議」という。）は、所管課長が必要に応じ招集する。

2 考える会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、新たな環境基本計画が策定された日限りその効力を失う。